

相手国政府・相手国関係機関 (注1)	名称	援助の目的及び内容	贈与の限度額又は贈与額と併し期限 (注2)	署名日 署名地 (署名地) (注3)	署名者	告示日 告示番号 (注4)
ソロモン	ホニアラ港施設改善計画(詳細設計)のための贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の交換公文	ホニアラ港施設改善計画(詳細設計)を実施するために必要な生産物及びび役務の購入	52,000千円 H28.4.17まで	H26.1.17 ホニアラ で (同日)	日本側 中嶋敏在ソロモン大使館大使 ソロモン側 コンネリー・サンダザカバトウ開発計画・援助調整大臣 日本側 木宮蕨市在ソロモン大使館大使 ソロモン側 クレイ・フオラウ・ソアラオイ外務・外国貿易大臣	H26.2.4 39号
ソロモン	クラム幹線道路改善計画(詳細設計)のための贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の交換公文	クラム幹線道路改善計画(詳細設計)を実施するために必要な生産物及びび役務の購入	2,681,000千円 H30.12.31まで	H26.5.20 ホニアラ で (同日)	日本側 松本盛雄在ソロモン大使館大使 ソロモン側 マナセ・ダムカナ・ソババ首相	H26.6.2 181号
ソロモン	クラム幹線道路改善計画(詳細設計)のための贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の交換公文	クラム幹線道路改善計画(詳細設計)を実施するために必要な生産物及びび役務の購入	89,000千円 H28.6.30まで	H26.12.18 ホニアラ で (同日)	日本側 松本盛雄在ソロモン大使館大使 ソロモン側 マナセ・ダムカナ・ソババ首相	H27.1.21 13号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。